

# 携帯電話の使用規定について

生徒会長 金清 建斗

昨年までの携帯電話の使用状況により今年度の四月より携帯電話に関する使用規定の見直しが行われました。その影響により校則を守る人は増えた一方、常に持ってない状況になったことにより、問題点が生徒一人ひとり分かったと思います。例えば、各バス停には公衆電話がないことや光駅では多くの生徒の利用で混んでしまうことです。また、防長バスの通学者も同様な状況より利用を求める声が多々ありました。その意見を受けて、生徒総会や議会を行い、より多くの生徒の問題の改善を優先する規定にしました。

## (1) 使用場所と状況について

使用場所を限定してしまうと予測できない緊急時に対応できません。それでは携帯電話を所持する意味がありません。また、防長バス、光市内のバス通学の人も使用が認められるので多くの問題に対応できます。しかし、公共交通機関の中や、歩きながらの使用はしないなどの最低限のマナーは守ってもらいます。使用しないときは、必ず電源を切り、鞆の中に入れて、管理するようにしてください。

使用を禁止する場所や状況

- ・学校内
- ・バスや電車などの公共交通機関の中
- ・その他、緊急な状況ではない場合

## (2) 機種について

機種を限定しない場合ではやはり年を重ねることで使用状況は悪化すると考えられます。これからのことを見据え、現状を維持するにはゲームやSNS等が出来ない機種に限定することが一番の対策だと考えます。

使用可能な機種

- ・通話機能のみである機種（スマホや高機能な携帯電話と学校が判断するものは許可しない）  
（例 ドコモ：F-03J    au：mamorino3    SoftBank：みまもりケータイ 等）

※ 機能の制限でも良いのではないかという意見もあるが、スマホでは、パスワードによる管理になるため、本人がパスワードを知っていれば制限にはならず、現実的には難しい。

## (3) 違反をした場合について

一回でも違反をした人は今後一切の持参と使用を認めない

## (4) 定期的に行うことについて

定期的の使用状況についての確認をする会を設ける。（使用許可を受けた生徒は必ず参加をする）

文頭で述べたように、今の附中生は規則を守り生活する人が増えています。今ならその誠実な心により現状を悪化させることもなく、その誠実さを伝統として受け継ぐことが出来るのではないのでしょうか。そして、そんな私たちを地域の方々も認めてくださることでしょう。みんなが果たすことで、附中生の誇りを高めていきましょう。